

広島県病院事業管理規程第六号

広島県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年十月二十四日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業財務規程の一部を改正する規程

広島県病院事業財務規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>(指定納付受託者による納付) 第二十条 管理者又は事業所長は、納入義務者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により知事が指定をした者（以下「指定納付受託者」という。）に当該納入義務者の収入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。</p> <p>2 (略)</p>																					
<p>(指定代理納付者による納付) 第二十条 管理者又は事業所長は、納入義務者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により知事が指定をした者（以下「指定代理納付者」という。）に当該納入義務者の収入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。</p> <p>2 (略)</p>																					
<p>(領収書の交付) 第二十一条 (略) 2 前条第二項の書面は、<u>指定納付受託者</u>による納付が履行された時点において、領収書とみなす。</p>																					
<p>(領収書の交付) 第二十一条 (略) 2 前条第二項の書面は、<u>指定代理納付者</u>による納付が履行された時点において、領収書とみなす。</p>																					
<p>別表第1（第11条、第16条関係） 勘定科目表 収益 (略) 費用</p>		<p>別表第1（第11条、第16条関係） 勘定科目表 収益 (略) 費用</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院事業費用</td> <td>医療費 医療外費用</td> <td>(略) 支払及び 利息企業 取扱一 金損 雑</td> <td>(略)</td> <td>不用品 売却原 価除 対 象外 消費税 その他 損失</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	備考	病院事業費用	医療費 医療外費用	(略) 支払及び 利息企業 取扱一 金損 雑	(略)	不用品 売却原 価除 対 象外 消費税 その他 損失	<table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>節</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院事業費用</td> <td>医療費 医療外費用</td> <td>(略) 支払及び 利息企業 取扱一 金損 雑</td> <td>(略)</td> <td>不用品 売却原 価 その他 損失</td> </tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	備考	病院事業費用	医療費 医療外費用	(略) 支払及び 利息企業 取扱一 金損 雑	(略)	不用品 売却原 価 その他 損失
款	項	目	節	備考																	
病院事業費用	医療費 医療外費用	(略) 支払及び 利息企業 取扱一 金損 雑	(略)	不用品 売却原 価除 対 象外 消費税 その他 損失																	
款	項	目	節	備考																	
病院事業費用	医療費 医療外費用	(略) 支払及び 利息企業 取扱一 金損 雑	(略)	不用品 売却原 価 その他 損失																	

特別損 失	(略)	(略)		特別損 失	(略)	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日において現に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第六条の規定による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定による指定を受けている者に対するこの規程による改正後の広島県病院事業財務規程の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。